

三条市監査委員告示第 2 号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 29 年 1 月 24 日

三条市監査委員 大久保 秀男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- |            |  |   |
|------------|--|---|
| 1 監査の対象    | 「平成 28 年度公の施設の指定管理者監査報告書(井栗公民館及び旭分館ほか 4 施設)」のとおり |   |
| 2 監査の対象施設等 | 同  | 上 |
| 3 監査の期間    | 同  | 上 |
| 4 監査の方法    | 同  | 上 |
| 5 監査の着眼点   | 同  | 上 |
| 6 監査の結果    | 同  | 上 |
| 7 ま と め    | 同  | 上 |

平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査報告書  
(井栗公民館及び旭分館ほか 4 施設)

**第 1 監査の概要**

**1 監査の対象**

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の平成27年度、平成28年度（8月末まで）に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

**2 監査の対象施設等**

指定管理施設名	指定管理者	所管課
井栗公民館及び旭分館	いぐりわかふじコミュニティ 会長 土田 豊	市民部 生涯学習課
下田地域交流拠点施設	株式会社 下田郷開発 代表取締役 國定 勇人	経済部 営業戦略室
白鳥の郷公苑	森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷運営委員会 会長 齋藤 清栄	
勤労青少年ホーム	一般社団法人 新潟県労働者福祉協議会 理事長 齋藤 敏明	経済部 商工課
かわまち交流拠点施設	リオパルクさんじょう 代表者 特定非営利活動法人NPOさんじょう 理事長 川瀬 和敏	経済部 営業戦略室

**3 監査期間** 平成28年 9 月 9 日から同年12月27日まで

**4 監査実施委員** 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
熊 倉 均

**5 監査の方法**

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

**6 監査の着眼点**

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。

## 第2 団体及び施設の概要

### 1 いぐりわかふじコミュニティ

いぐりわかふじコミュニティは、非公募により、平成25年度から井栗公民館及び旭分館の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。なお、自主事業は行っていない。

表1 井栗公民館及び旭分館に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	いぐりわかふじコミュニティ 1 設立年月日 平成22年4月1日 2 役員数及び班数（平成28年9月1日現在） 会長1人 副会長3人 会計1人 専門部会長6人 監事2人 3 所在地 三条市鶴田四丁目12番7号 井栗公民館内 4 主な事業 井栗公民館及び旭分館の管理運営		
設置目的	市その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
所在地	【井栗公民館】三条市鶴田四丁目12番7号 【旭分館】三条市柳場新田1610番地		
内容 (主なもの)	【井栗公民館】 敷地面積 910.43㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造、二階建 延床面積 336.40㎡（1階 168.12㎡、2階 168.28㎡） 主な諸室 1階 事務室、大集会室 2階 講義室、和室、料理実習室 【旭分館】 敷地面積 1240.16㎡ 建築構造 木造、二階建、トタン葺 延床面積 273.25㎡（1階 134.13㎡、2階 139.12㎡） 主な諸室 1階 事務室、会議室、料理実習室 2階 和室(西)、(南)、(北)		
使用時間	午前9時から午後10時		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	【井栗公民館】昭和47年11月1日 【旭分館】平成2年6月1日		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	【井栗公民館】8,913人 【旭分館】5,431人	【井栗公民館】9,362人 【旭分館】5,018人	【井栗公民館】5,194人 【旭分館】3,290人
指定管理料	8,567,000円	8,549,000円	8,549,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成26年度及び平成27年度は実績、平成28年度は8月末現在及び当初額を示す。

表2 収支状況

(単位：円)

項 目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	8,659,000	8,822,260	163,260	8,659,000
利用料金収入	110,000	269,570	159,570	110,000
井栗公民館	110,000	233,540	159,570	110,000
旭分館		36,030		
指定管理料	8,549,000	8,549,000	0	8,549,000
預金利子等	—	685	685	—
雑収入	—	3,005	3,005	—
支出	8,659,000	7,944,138	△714,862	8,659,000
人件費	5,526,000	4,772,924	△753,076	5,526,000
消耗品費	181,000	175,240	△5,760	181,000
印刷製本費	67,000	73,710	6,710	67,000
燃料費	155,000	90,361	△64,639	155,000
光熱水費	579,000	536,548	△42,452	579,000
通信運搬費	155,000	160,373	5,373	155,000
手数料	23,000	23,086	86	23,000
委託料	710,000	634,390	△75,610	710,000
警備業務	710,000	142,560	△75,610	710,000
電気工作点検		88,560		
浄化槽保守点検		34,084		
浄化槽清掃		45,360		
自動ドア点検		18,360		
消防設備保守点検		32,832		
清掃作業		193,634		
除雪作業等		79,000		
借上料	55,000	55,000	0	55,000
使用料	18,000	13,990	△4,010	18,000
修繕費	144,000	89,942	△54,058	144,000
保険料	131,000	118,090	△12,910	131,000
報酬	375,000	604,800	229,800	375,000
報賞費	481,000	436,400	△44,600	481,000
旅費	45,000	106,800	61,800	45,000
食糧費	3,000	1,684	△1,316	3,000
その他	11,000	50,800	39,800	11,000
収入－支出	0	878,122	878,122	0

## 2 株式会社 下田郷開発

株式会社下田郷開発は、非公募により、平成25年度から下田地域交流拠点施設の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表3、収支状況は表4のとおりである。

表3 下田地域交流拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	株式会社下田郷開発 1 設立年月日 平成11年10月8日（法人登記 平成11年10月8日） 2 資本金 115,000千円（本市出資69,000千円） 3 役員数及び従業員数（平成28年9月1日現在） 取締役5人 監査役2人 従業員94人（臨時及びパート職員含む） 4 所在地 三条市南五百川16番地1 5 主な事業 ・温泉利用施設、スポーツ施設、遊技場の経営 ・食堂及び喫茶店の経営 ・観光用土産品の販売ほか		
設置目的	豊かな資源を活用した地域づくりと地域間交流の促進を図ることにより、観光振興を始めとする地域経済活動の活性化を目的とする。		
所在地	三条市庭月 451 番地 1		
内容 (主なもの)	敷地面積 約 7,800 m <sup>2</sup> 建築構造 木造、平屋建 延床面積 860.17 m <sup>2</sup> （観光情報提供施設 55.51 m <sup>2</sup> 、農産物等直売施設 191.69 m <sup>2</sup> 、飲食提供施設 466.50 m <sup>2</sup> 、その他施設 146.47 m <sup>2</sup> ） 主な諸室 レストラン、和室（客室）、体験研修コーナー、直売所、菓子製造室、漬物加工室、休憩・情報コーナー、事務室		
使用時間	午前9時から午後4時まで		
休館日	月曜日（4月から12月までの期間を除く）、 12月31日から翌年1月2日まで		
指定期間	平成25年4月28日から平成30年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成6年11月1日		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	158,241人	183,910人	90,240人
指定管理料	9,014,000円	9,014,000円	8,153,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成26年度及び平成27年度は実績、平成28年度は8月末現在及び当初額を示す。

表4 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入（税抜き）	8,346,292	8,367,127	20,835	7,549,074
利用料金収入	—	20,835	20,835	—
和室1	—	8,334	8,334	—
調理室	—	12,501	12,501	—
指定管理料	8,346,292	8,346,292	0	7,549,074
支出（税抜き）	8,346,292	11,396,707	3,050,415	7,549,074
人件費	6,061,110	3,832,270	△2,228,840	5,482,407
給与・賞与	6,061,110	3,354,000	△2,228,840	5,482,407
福利厚生費		478,270		
消耗品費	209,259	276,241	66,982	188,889
光熱水費	942,592	3,820,453	2,877,861	852,778
電気使用料	942,592	3,477,610	2,877,861	852,778
水道使用料		342,843		
通信運搬費	142,592	286,295	143,703	142,593
電話料金	142,592	258,299	143,703	142,593
メールプロバイダー料金		27,996		
委託料	728,703	2,591,852	1,863,149	728,704
ホームページ保守委託料	728,703	90,000	1,863,149	728,704
施設警備委託料		306,000		
浄化槽保守点検業務委託料		797,600		
衛生検査業務委託料		430,600		
ごみ処理業務委託料		379,852		
清掃、害虫駆除委託		587,800		
広告宣伝費	262,036	0	△262,036	153,703
備品購入費	—	68,304	68,304	—
修繕費	—	521,292	521,292	—
収入－支出	0	△3,029,580	△3,029,580	0

## 2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算—予算	予算額
収入（税抜き）	33,610,000	34,348,141	738,141	35,823,000
営業売上	63,230,000	63,792,104	562,104	65,890,000
棚卸等売上原価	△30,220,000	△30,935,942	△715,942	△30,691,000
営業外収益	600,000	1,491,979	891,979	624,000
支出（税抜き）	31,221,000	29,735,649	△1,485,351	32,988,000
人件費	19,150,000	21,723,938	2,573,938	19,841,000
給与・賞与	19,150,000	19,004,207	2,573,938	19,841,000
福利厚生費		2,719,731		
消耗品費	1,423,000	1,348,275	△74,725	1,561,000
燃料費	50,000	52,039	2,039	50,000
光熱水費（ガス料金）	5,151,000	2,736,490	△2,414,510	5,847,000
手数料	800,000	783,578	△16,422	800,000
委託料（電算システム）	360,000	360,000	0	360,000
備品購入費	100,000	60,000	△40,000	100,000
公課費	6,000	5,276	△724	6,000
広告宣伝費	660,000	544,544	△115,456	600,000
寄附金	—	1,010,000	1,010,000	—
その他	3,497,000	1,065,165	△2,431,835	3,799,000
保険料	105,000	103,520	△1,480	105,000
諸会議費	20,000	20,000	0	20,000
雑費ほか	3,372,000	941,645	△2,430,355	3,674,000
営業外費用	24,000	46,344	22,344	24,000
収入—支出	2,389,000	4,612,492	2,223,492	2,835,000

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算—予算	予算額
収入	41,956,292	42,715,268	758,976	43,372,074
支出	39,567,292	41,132,356	1,565,064	40,537,074
収入—支出	2,389,000	1,582,912	△806,088	2,835,000

### 3 森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷運営委員会

森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷運営委員会は、非公募により、平成25年度から白鳥の郷公苑の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表5、収支状況は表6のとおりである。

表5 白鳥の郷公苑に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷運営委員会 1 設立年月日 平成24年12月1日 2 組合員数 30人(平成28年9月1日現在) 3 所在地 三条市森町1553番地4 4 主な事業 森町ヒメサユリの小径・白鳥の郷公苑の管理運営		
設置目的	白鳥が飛来する大切な環境を維持し、五十嵐川の豊かな自然を活用することにより、地域の特色を生かした観光振興を図るため。		
所在地	三条市森町1774番地1		
内容 (主なもの)	敷地面積 2,482.27㎡ 建築構造 木造、二階建 延床面積 155.88㎡(1階84.67㎡、2階71.21㎡) 観察舎 1階 男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレ、物置 2階 観察室、観察デッキ		
使用時間	観察舎のうち観察室使用時間 午前9時から午後5時まで トイレ、観察デッキは24時間利用可能		
休館日	なし		
指定期間	平成25年11月1日から平成30年3月31日まで		
選定方法	随意指定		
設置年月日	平成25年11月1日		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	19,922人	20,270人	0人
指定管理料	2,024,080円	2,047,000円	2,047,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成26年度及び平成27年度は実績、平成28年度は8月末現在及び当初額を示す。

表6 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	2,047,000	2,047,000	0	2,147,000
指定管理料	2,047,000	2,047,000	0	2,047,000
雑収入	—	—	—	100,000
支出	2,341,000	2,337,471	△ 3,529	2,447,000
人件費	1,166,000	1,038,000	△ 128,000	1,166,000
施設修繕費	51,000	28,320	△ 22,680	50,000
消耗品費	51,000	614,731	563,731	157,000
光熱水費	370,000	339,277	△ 30,723	370,000
燃料費	41,000	0	△ 41,000	41,000
通信運搬費	82,000	35,920	△ 46,080	50,000
イベント経費	150,000	118,673	△ 31,327	100,000
浄化槽点検委託料	314,000	157,100	△ 156,900	200,000
保険料	13,000	5,450	△ 7,550	13,000
広告宣伝費	103,000	0	△ 103,000	100,000
収入－支出	△ 294,000	△ 290,471	△ 3,529	0

## 2 自主事業

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	500,000	545,869	45,869	300,000
自動販売機手数料		234,309		
白鳥の詩販売	500,000	69,750	45,869	300,000
餌の販売		241,810		
支出	206,000	130,828	△ 75,172	300,000
白鳥の詩仕入		60,610		
餌の仕入	206,000	70,218	△ 75,172	300,000
収入－支出	294,000	415,041	121,041	0

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	2,547,000	2,592,869	45,869	2,447,000
支出	2,547,000	2,468,299	△ 78,701	2,447,000
収入－支出	0	124,570	124,570	0

#### 4 一般社団法人 新潟県労働者福祉協議会

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会は、公募により、平成26年度から勤労青少年ホームの指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表7、収支状況は表8のとおりである。

表7 勤労青少年ホームに係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	一般社団法人新潟県労働者福祉協議会 1 設立年月日 平成21年5月18日（法人登記 平成21年5月18日） 2 役員数及び雇用人数（平成28年9月1日現在） 理事18人 監事3人 事務員及び受託事業嘱託員63人 3 所在地 新潟市中央区新光町6番地2 4 主な事業 ・労働団体や勤労者福祉事業団体等による勤労者福祉活動の連絡調整及び推進に関する事業 ・地域における勤労者福祉活動の推進並びに地域コミュニティの充実に 関する事業 ・勤労者の教育・文化・スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 ・外国諸団体と友好親善を深めるための国際交流に関する事業 ・勤労福祉会館の管理・運営及び施設の貸出しに関する事業 ほか		
設置目的	本市の勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため。		
所在地	三条市南四日町一丁目15番8号		
内容 (主なもの)	敷地面積 5,114.09㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造、三階建、一部鉄骨平屋建 延床面積 1,849.98㎡ （1階 1,325.93㎡、2階 271.28㎡、3階 252.77㎡） 主な諸室 1階 ロビー・喫茶コーナー・図書コーナー、相談室、料理 講習室、事務室、多目的ホール、トレーニングルーム、ミーティングルーム、男女シャワー室兼更衣室・ 風除室、用具室ほか 2階 第一講習室、第二講習室（和室東の間・西の間） 3階 音楽室兼集会室		
開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成7年4月1日		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	17,130人	18,564人	10,408人
指定管理料	16,712,000円	16,358,000円	16,983,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成26年度及び平成27年度は実績、平成28年度は8月末現在及び当初額を示す。

表8 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	18,090,000	19,232,819	1,142,819	18,846,000
指定管理料	16,358,000	16,358,000	0	16,983,000
利用料収入	1,730,000	2,105,325	375,325	1,861,000
一般貸出利用料	1,730,000	1,685,325	375,325	1,861,000
部屋賃貸料		420,000		
雑収入	2,000	20,041	18,041	2,000
前年度繰越金	—	749,453	749,453	—
支出	18,090,000	19,220,216	1,130,216	18,846,000
人件費	7,825,000	7,738,659	△ 86,341	7,904,000
消耗品費	212,000	202,505	△ 9,495	180,000
印刷製本費	158,000	71,722	△ 86,278	158,000
燃料費	—	13,196	13,196	—
光熱水費	3,430,000	3,072,788	△ 357,212	3,180,000
通信運搬費	553,000	367,123	△ 185,877	247,000
郵便料ほか	360,000	367,123	△ 185,877	247,000
電話使用料	130,000			
ケーブルTVほか	63,000			
手数料	70,000	0	△ 70,000	40,000
委託料	3,538,000	4,991,024	1,453,024	4,172,000
施設警備委託料	3,538,000	259,968	1,453,024	4,172,000
施設管理委託料		1,447,884		
清掃業務委託料		1,985,112		
電気保守点検委託料		713,664		
その他委託料		584,396		
借上料	320,000	255,744	△ 64,256	275,000
使用料	—	36,289	36,289	63,000
備品購入費	350,000	0	△ 350,000	200,000
公課費	—	675,053	675,053	740,000
修繕費	257,000	533,033	276,033	400,000
施設修繕料	217,000	533,033	276,033	350,000
器具修繕料	40,000			
謝礼金	1,013,000	1,028,000	15,000	917,000
その他	364,000	235,080	△ 128,920	370,000
負担金	20,000	235,080	△ 128,920	202,000
雑費	188,000			
運営管理費	156,000			
収入－支出	0	12,603	12,603	0

## 2 自主事業

(単位：円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	111,000	88,000	△ 23,000	95,000
講座受講料収入	111,000	71,000	△ 23,000	95,000
一日体験イベント参加費		17,000		
支出	111,000	29,972	△ 81,028	95,000
消耗品費	91,000	17,972	△ 73,028	75,000
謝礼金	20,000	12,000	△ 8,000	20,000
収入－支出	0	58,028	58,028	0

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	18,201,000	19,320,819	1,119,819	18,941,000
支出	18,201,000	19,250,188	1,049,188	18,941,000
収入－支出	0	70,631	70,631	0

## 5 リオパークさんじょう

リオパークさんじょうは、公募により平成26年度から、かわまち交流拠点施設の指定管理者に選定されている。

指定管理者及び施設の概要は表9、収支状況は表10のとおりである。

表9 かわまち交流拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要	リオパークさんじょう 構成団体：特定非営利活動法人NPOさんじょう 株式会社丸富 環境をサポートする株式会社きらめき 1 協定締結年月日 平成26年1月30日 2 役員数及び従業員数（平成28年9月1日現在） 役員1人、担当者3人 3 所在地 三条市東本成寺2番1号 4 主な事業 グリーンスポーツセンター及び大崎山公園テニスコート、農業体験交流センター（サンファーム三条）の指定管理業務		
設置目的	水害の疑似体験等を通じた学習の場を提供することにより、水害に対する防災意識の啓発を図るための施設とする。		
所在地	三条市上須頃167番地1		
内容 (主なもの)	敷地面積 約60,000㎡ かわまち交流拠点施設(水防学習館) 建築構造 鉄骨造、二階建 延床面積 411.53㎡（1階201.61㎡、2階209.92㎡） 主な諸室 1階 事務室、水防倉庫 2階 学習室、展示ホール かわまち交流拠点施設（屋外流し場上屋） 建築構造 アルミ造、平屋建、ガルバニウム鋼板葺 延床面積 16.97㎡		
使用時間	午前9時から午後5時まで		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成26年5月1日から平成31年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成26年5月18日		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	11,669人	30,599人	17,492人
指定管理料	7,597,000円	8,787,000円	8,487,000円

(注) 利用人数及び指定管理料は平成26年度及び平成27年度は実績、平成28年度は8月末現在及び当初額を示す。

表10 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	8,787,000	9,346,929	559,929	8,487,000
指定管理料	8,787,000	8,787,000	0	8,487,000
施設利用料	—	0	0	—
雑収入	—	472	472	—
繰越金	—	559,457	559,457	—
支出	8,787,000	8,930,310	143,310	8,487,000
人件費	4,320,000	4,680,000	360,000	4,800,000
消耗品費	596,360	479,668	△ 116,692	66,360
光熱水費	900,000	885,298	△ 14,702	960,000
印刷製本費	100,000	54,000	△ 46,000	100,000
報償費	200,000	0	△ 200,000	—
燃料費	0	1,693	1,693	—
リース費	150,000	0	△ 150,000	129,600
WEBサイト更新・維持管理費	129,600	0	△ 129,600	—
通信費(フレッツ光・ISP)	80,000	72,457	△ 7,543	194,400
手数料	0	3,834	3,834	—
定期清掃	64,800	91,900	△ 34,400	60,800
窓ガラス清掃	61,500			61,500
消防用設備等	64,800	64,800	0	64,800
冷暖房設備保守点検	106,000	106,000	0	106,000
自動ドア保守点検	97,200	97,200	0	97,200
エレベーター保守点検	467,340	467,340	0	467,340
浄化槽保守点検	32,400	32,400	0	32,400
浄化槽清掃	129,600	142,200	0	129,600
浄化槽水質検査	12,600			12,600
警備業務	274,800	274,800	0	274,800
除雪費	150,000	32,400	△ 117,600	—
芝生広場管理費	850,000	158,652	△ 691,348	200,000
借上げ料	—	145,152	145,152	—
備品購入費	—	271,264	271,264	200,000
研修・会議費	—	38,212	38,212	—
災害支援コーディネーター養成研修費	—	12,000	12,000	—
プロバイダー接続料	—	19,440	19,440	—
ドメインレンタルサーバー	—	129,600	129,600	129,600
イベント委託費	—	670,000	670,000	400,000
収入－支出	0	416,619	416,619	0

## 2 自主事業

(単位：円)

項 目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	260,000	166,334	△ 93,666	194,000
講座・イベント	60,000	86,950	26,950	72,000
防災イベント	200,000	79,384	△ 120,616	72,000
レンタル料	—	—	—	50,000
支出	260,000	101,300	△ 158,700	194,000
講座・イベント	60,000	101,300	41,300	—
防災イベント	200,000	0	△ 200,000	—
講師謝金	—	—	—	60,000
印刷製本費	—	—	—	2,000
スタッフ賃金	—	—	—	72,000
消耗品費	—	—	—	60,000
収入－支出	0	65,034	65,034	0

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項 目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	9,047,000	9,513,263	466,263	8,681,000
支出	9,047,000	9,031,610	△ 15,390	8,681,000
収入－支出	0	481,653	481,653	0

### 第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、監査対象とした施設別に監査概要と併せ着眼点別に記述する。

#### 【共通事項】

基本協定書、仕様書、年度協定書など指定管理者との協定事項について、書類の作成漏れや協定書どおりの事務処理を行っていないなどの基本的な事務処理についての誤りが少なからずみられた。これらは、所管課の指導や事務処理の理解不足によるものと考えられる。

特に、仕様書で定める危機管理体制の不備が見受けられた。具体的には、対応マニュアルの作成及び災害時の対応についての訓練がされていないという状況が各施設でみられた。災害発生時、来館者の安全が確保されるよう備えを万全にすべきである。

所管課では改めて基本協定書等を見返すとともに、基本に立ち返った事務処理が必要である。また、市の指定管理者制度を統括する行政課からは、再度所管課への徹底した指導を願いたい。

#### 【井栗公民館及び旭分館に関する事項】

##### 1 概要

- (1) 「三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館の管理に関する基本協定書」（以下井栗公民館及び旭分館に関する事項の項において「基本協定書」という。）では、利用料金は条例に定める範囲内において市の承認を得て定めること、管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の書面による承認を受けることを定めているが、いずれも承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (2) 「三条市井栗公民館及び三条市井栗公民館旭分館管理運営業務仕様書」（以下井栗公民館及び旭分館に関する事項の項において「仕様書」という。）で定める、自然災害等の対応マニュアルが作成されておらず、所管課と協議の上、速やかに作成し、随時訓練を実施する必要がある。

##### 2 着眼点別監査概要

###### (1) 所管課の監査

###### ア 指定管理者の指定

三条市外部委託等審査委員会の審査結果を受け、指定管理者の候補者を決定し当該団体に通知を発送する旨の起案書を作成しているが、決裁権者の決裁前に通知書を発送しており、不適切である。

###### イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書の締結伺は事務決裁規程による「協定書の締結」の決裁区分

により財務課の協議を必要とされているものの、協議を行っていないかった。

指定管理料は平成26年度決算額8,567,000円、平成27年度決算額8,549,000円、平成28年度予算額8,549,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書の提出は、基本協定書第15条のとおり年度終了後30日以内の平成28年4月28日に提出されている。しかし、指定管理料に対する検査調書が作成されていないかった。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

利用料金の決定については、基本協定書第9条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしているが、指定管理者から利用料金額の承認申請書は、提出されておらず承認書もない。

また、業務の再委託については、基本協定書第18条第2項であらかじめ書面による市の承認を受けた場合に第三者に委託することができるとしているが、利用料金と同様に指定管理者から再委託の承認申請書は、提出されておらず承諾書もない。利用料金及び第三者への再委託は、市の意思決定が必要な事務であることから、文書による承認通知を行う必要があり、適切な指導を望むものである。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、現地監査での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務、使用許可の手続き及び減免に関する業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。

ただし、前述の所管課の(1)オのとおり、業務の再委託等について、事前に書面により市からの承認を得る必要があるため、速やかに対応されたい。

#### ウ 収支会計経理事務

いぐりわかふじコミュニティの事務決裁規程5収入原因行為に関する事項及び6支出負担行為に関する事項において、事務決定権者が決まっているにもかかわらず、全ての収支伝票、月別収支計算書等に決裁をしていない。事務決裁規程を遵守し、適切に処理されたい。

#### エ 備品の適正な管理

備品管理は、市（生涯学習課）備品といぐりわかふじコミュニティ備品

とを明確に区分し、適切に管理されている。

## オ 規程、マニュアル等の整備

管理・経理に関する規程(基準)については、いぐりわかふじコミュニティ規約、事務決裁規程、就業規則、旅費支給規程、交際費支出基準を整備し、適切に対応している。

ただし、仕様書の10危機管理に関する事項(4)で、市と協議の上、危機管理対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、消防訓練は毎年実施しているものの、危機管理対応マニュアルについては、作成されておらず、所管課と協議の上、速やかに作成し、随時訓練を実施する必要がある。

## 【下田地域交流拠点施設に関する事項】

### 1 概要

- (1) 「三条市下田地域交流拠点施設の管理に関する基本協定書」(以下下田地域交流拠点施設に関する事項の項において「基本協定書」という。)で、管理物品を「備品等一式」としているが、管理物品は特定する必要がある。  
また、任意購入の備品について、所管課の承認を受けていない。
- (2) 井栗公民館及び旭分館と同様に、基本協定書で定める利用料金及び管理業務の第三者への委託に、承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (3) 「三条市下田地域交流拠点施設管理運営業務仕様書」(以下下田地域交流拠点施設に関する事項の項において「仕様書」という。)で定める対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施が必要である。
- (4) 仕様書により保険に加入しているが、定められた補償額となっていない。
- (5) 防火管理者の変更届が提出されておらず、消防訓練も実施していない。
- (6) 三条市下田地域交流拠点施設条例(以下下田地域交流拠点施設に関する事項の項において「条例」という。)で、使用の許可等の定めがあり、三条市下田地域交流拠点施設条例施行規則で申請書様式等も定められているが、使用許可申請書、許可書を使用していない。
- (7) 公金の収納事務を私人に委託しているが、書面による契約を交わしていないため、適切に事務手続きを行う必要がある。

### 2 着眼点別監査概要

#### (1) 所管課の監査

##### ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する

る指針」に基づく事務処理がなされているものの、決裁日や通知日の記入漏れがあった。

#### イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書の締結伺は事務決裁規程による「協定書の締結」の決裁区分により財務課、行政課、総務部長の合議を必要とされているものの、行っていなかった。

また、基本協定書の管理物件は、第5条において別表1のとおりとし、別表1の2管理物品は「管理施設に設置している備品等一式（消耗品的なものは除く）」としており、管理すべき備品の特定をしていない。備品台帳も営業戦略室でのみ保管され、施設に備品整理簿が保管されていない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、備品を特定し適切な管理を願いたい。

なお、平成27年4月1日付けで基本協定書を変更し、大規模修繕を除く修繕料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないこととした。

指定管理料は平成26年度決算額9,014,000円、平成27年度決算額9,014,000円、平成28年度予算額8,153,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成27年度分の事業報告書は、平成28年4月28日付けで提出されている。しかし、事業収支の管理事業収支一覧に自主事業収支が含まれており、事業報告書の点検が不十分であった。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

井栗公民館及び旭分館に関する項と同様に、利用料金と業務の再委託について適切な指導を望むものである。

なお、仕様書で定期的に市が指定した方法により報告を求める管理運営の状況については、日報・月報の報告書に収受印の押印がなく、日報は供覧されていない。

#### カ その他

地図等販売代金の収納事務を口頭で指定管理者に委託している。財務規則第75条の規定では、公金の収納等を私人に委託しようとするときは、会計管理者と協議の上、市長の承認を得なければならないとあるが、手続きを行っていないため、適切な事務処理を行う必要がある。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

現地監査において、施設で関係書類の確認を行ったところ、防火管理者

の変更届が消防署へ未提出であり、消防訓練も未実施であった。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっている。しかし、前述の概要の(6)のとおり、使用許可に関する業務については、条例等で定められた様式を使用せず、減免手続きも不適切であった。

利用料金の決定についても、前述の概要の(2)のとおり、承認願を提出しておらず、承認を受けていない。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、収入支出も適正に処理しているが、前述の所管課の(1)エのとおり、管理事業収支と自主事業収支を区分しないで報告していたため、本監査における指摘により、収支決算書の修正報告が提出された。

#### エ 備品の適正な管理

施設に最新の備品整理簿が備えられておらず、備品整理簿の整備が必要である。

また、前述の概要の(1)のとおり、任意購入の備品について、所管課の承認を受けていない。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目である。今後、適切な管理を願いたい。

#### オ 規程、マニュアル等の整備

仕様書の基本的事項10危機管理に関する事項(4)では、危機管理体制を築くとともに、市と協議の上、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、マニュアルの整備がされていないことから、対応マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

### 【白鳥の郷公苑に関する事項】

#### 1 概要

- (1) 指定管理者の決定について、指定管理者への通知及び告示をしていない。
- (2) 「白鳥の郷公苑の管理に関する基本協定書」（以下白鳥の郷公苑に関する事項の項において「基本協定書」という。）で、管理物品を特定しているが、備品整理簿がない。
- (3) 基本協定書で定める管理業務の第三者への委託に、承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。
- (4) 基本協定書に暴力団等の排除に関する条項がないため、年度協定書で定めていたが、平成28年度分にはない。
- (5) 下田地域交流拠点施設と同様に、「白鳥の郷公苑管理運営業務仕様書」（以

下白鳥の郷公苑に関する事項の項において「仕様書」という。)で定める対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施が必要である。

- (6) 本施設の敷地内に販売を目的とした仮設小屋があるが、目的外使用許可の手続きをしていないため、適切な事務処理が必要である。

## 2 着眼点別監査概要

### (1) 所管課の監査

#### ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、非公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、決裁日や通知日の記入漏れがあり、指定管理者の決定については、起案書を作成しておらず、通知及び告示をしていない不適切な事務処理があった。

#### イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、特に誤りはなかった。なお、平成27年4月1日付けで基本協定書を変更し、大規模修繕を除く修繕料は、指定管理料に含め、過不足が生じても精算しないこととした。

指定管理料は平成26年度決算額2,024,080円、平成27年度決算額2,047,000円、平成28年度予算額2,047,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第13条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成27年度分の事業報告書は、平成28年4月21日に提出されている。しかし、一部会計年度に誤りがあり、決算額に変更があるため、所管課として指導が必要である。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

業務の再委託については、井栗公民館及び旭分館と同様に、承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

なお、本施設は、消防法施行令における非特定防火対象物とされ、消防

法第8条第1項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練は不要な施設とされている。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は、適切に実施しているが、業務の再委託について、事前に書面により所管課の承認を得る必要がある。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、帳簿に記載し伝票等が整理されているものの、前述の所管課の(1)エのとおり、決算書に誤りがある。

また、口座は他の事業分と共用となっているため、独立した口座で管理することが適切である。

#### エ 備品の適正な管理

備品管理では、施設に備品整理簿が備えられておらず、備品整理簿の整備が必要である。

#### オ 規程、マニュアル等の整備

下田地域交流拠点施設と同様に、仕様書で定めるマニュアルの整備がされていないことから、対応マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

### 【勤労青少年ホームに関する事項】

#### 1 概要

- (1) 「三条市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書」（以下勤労青少年ホームに関する事項の項において「基本協定書」という。）で定める事業報告書は、基本協定書どおり提出されているが、管理事業収支と自主事業収支を区分しないで報告していた。また、所管課も事業報告書の点検が不十分であった。
- (2) 基本協定書で定める利用料金について、指定管理者から承認申請があったが、承認をしていない。また、「三条市勤労青少年ホーム管理運営業務仕様書」（以下勤労青少年ホームに関する事項の項において「仕様書」という。）で定める管理運営状況の報告は毎月及び毎年度終了後としているが、毎月の報告はしていなかった。
- (3) 下田地域交流拠点施設に関する項と同様に、仕様書で定める対応マニュアルの作成及び訓練を実施していないことから、作成及び訓練の実施が必要である。

#### 2 着眼点別監査概要

##### (1) 所管課の監査

##### ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期

に行われており、指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、指定管理候補者の公募についての起案文書に決裁日の記入漏れがあった。

#### イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書第5条で管理施設及び管理物品の内容は、別表1のとおりとするとしているが、別表1が添付されていない。

指定管理料は平成26年度決算額16,712,000円、平成27年度決算額16,358,000円、平成28年度予算額16,983,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成27年度分の事業報告書は、平成28年4月28日に提出されている。しかし、事業収支の管理事業収支一覧に自主事業収支分が含まれており、事業報告書の点検が不十分であった。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

利用料金の決定については、基本協定書第9条で条例に定める範囲内において市の承認を得て定めるものとしており、指定管理者から利用料金の承認申請があったが、承認をしていなかった。

また、仕様書の業務内容4報告業務で管理運営状況の報告は毎月及び毎年度終了後としているが、毎月の報告を受けていなかった。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

現地監査において、施設で関係書類の確認を行ったところ、消防関係書類の提出及び関係法令の定める事項に該当する設備は、適切に管理されているが、消防訓練は未実施であった。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

施設の設置目的を達成するために必要な業務は、適切に実施しており、利用料金も指定管理者の収入となっているが、前述の所管課の(1)オのとおり、管理運営状況を毎月報告していなかった。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、収入支出も適正に処理しているが、前述の所管課の(1)エのとおり、管理事業収支と自主事業収支を区分しないで報告していたため、本監査における指摘により、収支決算書の修正報告が提出された。

## エ 備品の適正な管理

備品管理では、台帳と現品が一致しないものがあることから、適切な管理が必要である。

## オ 規程、マニュアル等の整備

下田地域交流拠点施設に関する項と同様に仕様書で定めるマニュアルの整備がされていないことから、対応マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

## 【かわまち交流拠点施設に関する事項】

### 1 概要

- (1) 「三条市かわまち交流拠点施設の管理に関する基本協定書」（以下かわまち交流拠点施設に関する事項の項において「基本協定書」という。）及び「三条市かわまち交流拠点施設の管理に関する年度協定書」（以下かわまち交流拠点施設に関する事項の項において「年度協定書」という。）締結の伺いは、経済部長の決裁及び行政課、財務課及び総務部長との合議が必要であるが、室次長までの決裁となっている。
- (2) 基本協定書で、管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の書面による承認を受けることを定めているが、いずれも承認の申請を行っておらず、所管課も確認・指導を行っていない。基本協定書に沿った適正な事務処理が必要である。  
また、現状では第三者との契約を構成団体の一者が自身の名義で行っているが、指定管理者名義で契約しなければならない。
- (3) 「三条市かわまち交流拠点施設管理運営業務仕様書」（以下かわまち交流拠点施設に関する事項の項において「仕様書」という。）において対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととしているが、対応マニュアルは作成しているものの、訓練を実施していないため、訓練の実施が必要である。

### 2 着眼点別監査概要

#### (1) 所管課の監査

##### ア 指定管理者の指定

指定管理者制度導入に当たっては、関係条例の制定や改正は適切な時期に行われており、指定管理者の指定については、公募により決定し、公募による審査基準に準じた審査を行い、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされているものの、募集要項の起案に決裁日の記入漏れがあった。

##### イ 協定書の締結、必要事項の記載

指定管理者指定申請書及び事業計画書は、前述の概要(1)のとおり、收受

印があるものの供覧等の処理がされておらず、平成26年4月25日起案の基本協定書及び年度協定書締結の伺いは、経済部長の決裁及び行政課、財務課及び総務部長との合議が必要であるが、室次長までしか決裁がされていない。

また、仕様書別紙一覧にある基本協定書第10条に定めるⅠ種又はⅡ種の種別の記載がない。今後、適切な事務処理を願いたい。

指定管理料は平成26年度決算額7,597,000円、平成27年度決算額8,787,000円、平成28年度予算額8,487,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第13条により毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成27年度分の事業報告書は、基本協定書どおり平成28年4月27日に提出されている。しかし、指定管理料に対する検査調書が作成されていなかった。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の概要(2)のとおり、業務の再委託については、基本協定書第16条第2項であらかじめ書面による市の承認を受けた場合に第三者に委託することができるとしているが、指定管理者から再委託の承認申請書は、提出されておらず承諾書もない。利用料金及び第三者への再委託は、市の意思決定が必要な事務であることから、文書による承認通知を行う必要があり、適切な指導を望むものである。

また、再委託先との契約に関しては、指定管理者の構成団体の一者が担当し、構成団体の名義で委託先と契約しているが、適切な契約方法ではない。

なお、仕様書の業務内容4に定める管理運営の状況の報告について、営業日報を毎日報告するものとしているが、現状では、月毎となっている。しかし、施設の利用料金が無料であることもあり、毎日の営業報告が必要であるか、検討が必要である。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

事前に提出された報告書等の審査、施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されていた。

なお、本施設は、消防法施行令における非特定防火対象物とされ、消防法第8条第1項に基づく消防計画書の作成、防火管理者の選任及び消防訓練は不要な施設とされている。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

前述の所管課の(1)オのとおり、業務の第三者への再委託については事前

に書面により所管課の承認を得て、適切な方法で再委託する必要がある。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座で管理しているが、現金出納帳は、指定管理業務の費用と自主管理事業分を一括して記載している。年度終了後の実績報告書では、管理事業収支と自主事業収支はそれぞれ作成してあるが、常にそれぞれの収支を明確にしておかなければならない。

また、仕様書の業務内容4に定める管理運営の状況の報告についてで、事業年度終了後に監査報告書を提出することとしているが、提出されていない。

#### エ 備品の適正な管理

備品管理は、備品整理簿により、適切に管理されている。

#### オ 規程、マニュアル等の整備

管理及び経理に関する規定は、整備されている。

なお、前述の概要(3)のとおり、仕様書の基本的事項10(4)に定める危機管理対応マニュアルは作成されているが、現状では訓練を実施していない。

### 第4 まとめ

今回監査の対象とした施設においては、指定管理者制度への移行後、利用者数は増加傾向にあり、指定管理者の努力や様々な独自事業の実施により、指定管理者制度導入による効果が表れている。

所管課においては、指定管理者を指導、監督する立場にありながら、協定書や仕様書に定めている事項の理解が不足しており、必要な事務手続や申請手続がされていないものが共通して見受けられる。再度協定書等の確認を行い、適切な事務処理、指導に当たられたい。

これらについては、今までの指定管理者監査において幾度となく指摘してきた事項であり、指定管理者制度を統括する行政課においても、本監査結果を踏まえ今一度所管課への指導及び検証の徹底を願いたい。

指定管理者においては、利用料金及び業務再委託の承認申請書の未提出や、備品整理簿の未整備など、一部改善を要する事項が見受けられた。

特に、危機管理体制を構築して、不測の事態の発生時には、来館者の安全を確保することが施設管理において最も重要であり、万全の対策を願いたい。

繰り返しになるが、協定書で定めた事項についてはお互いの約束ごとであることから、これを遵守願うとともに、今後とも、経費の節減を行いながら施設運営に当たり、さらに工夫した独自事業の活性化と施設の有効活用に努め、利用者や入館者から喜ばれる、より良い施設となるよう期待するものである。